

【資料 3】

信書便事業に関する周知活動の取組

1 信書便事業説明会

別紙のとおり

2 民間企業等への個別訪問

(1) 目的

信書の適正な送達は最終的には利用者に依存することから、大口利用者となる企業に対する信書便制度等の周知徹底を図り、信書の適正な送達の徹底に資することを目的。

(2) 内容

大口利用者となる企業の本社（コンプライアンス部門、総務部門）を個別に訪問して、信書の定義及び具体例並びに信書便制度の概要及び特定信書便事業のサービス例を説明

(3) 実施状況

本省並びに総合通信局等の合計で 66 社

（金融業 15 社、通信／放送業 11 社、小売業 7 社、その他 33 社）

(4) 周知先の反応

訪問企業の約 8 割が信書便制度を知らない又はよく知らない状況。説明時又は意見交換時の反応は次のとおり。

ア 日頃荷物の配達を依頼している運送事業者が信書便事業者であることがわかった

イ メール便やゆうメール等では信書を送れないことが改めてわかった

ウ 信書及び信書便制度について改めて勉強させていただいた

エ 信書便制度を関係各部署にも周知する

3 ポスター

(1) 目的

広く国民に対して信書に該当する文書などの信書に関する制度を広報し、その周知、啓発を行うことによって信書の適正な送達に資することを目的。

(2) デザイン

別添のとおり（ポスターは B2 版）。次の基準を勘案してデザインを選定

ア メインとなるモチーフ（タレント等）の訴求力・好感度が高い

イ 利用者（差出人）に対して分かりやすく説得力がある

ウ 信書制度の趣旨が十分かつ効果的に表現されている

エ デザインとして仕上げが優れている

(3) 配布先

次の団体に対して、ポスターを配布

都道府県（４７箇所）、政令指定都市（１７箇所）、中核市（３９箇所）、中央省庁の庁舎及び合同庁舎（１０箇所）、大口利用利用者となる企業（個別訪問による。）５９団体

4 信書便年報

(1) 目的

広く国民に対して、信書便事業の現況や信書便事業に関する取り組みを紹介し、信書便事業に対する理解を深めていただくことを目的。

(2) 内容

信書便事業の現状について、説明やデータを掲載する他代表的なサービス例、実際の利用者・事業者からの話などのトピックスを織り交ぜて紹介。

(3) 配布先等

ア 都道府県（４７箇所）、政令指定都市（１７箇所）、都道府県並びに政令指定都市の図書館（６４箇所）、中核市（３９箇所）、中核市の図書館（３９箇所）、信書便事業説明会の参加者、個別訪問先６６団体に配布

イ 総務省のホームページに全文を掲載

（ＵＲＬ：<http://www.soumu.go.jp/yusei/nenpou.html>）

5 総合通信局等における独自の周知活動

(1) 信書の利用が見込める医師会の広報誌に投稿し信書便制度を紹介

(2) イベント会場において信書便制度に関する小冊子等を配布

(3) 利用が見込まれる自治体を個別に訪問して信書便制度の周知や公文書集配業務の委託についての相談に対応

(4) 信書便事業説明会の案内状を送付するとともに、希望者に対して「信書便制度の概要」など説明会で配布する資料を送付

平成20年度信書便事業説明会の実施状況

(1) 目的

信書便事業制度のより一層の周知及び理解

(2) 内容

説明資料を基に主に以下について説明

ア 信書の定義

イ 信書を送達できる者

ウ 特定信書便事業の概要

エ 特定信書便事業のサービス例

(3) 実施状況

全国20箇所で実施し、263団体（自治体73%、国の出先機関5%、その他22%）が参加

【参考】これまでの参加者数

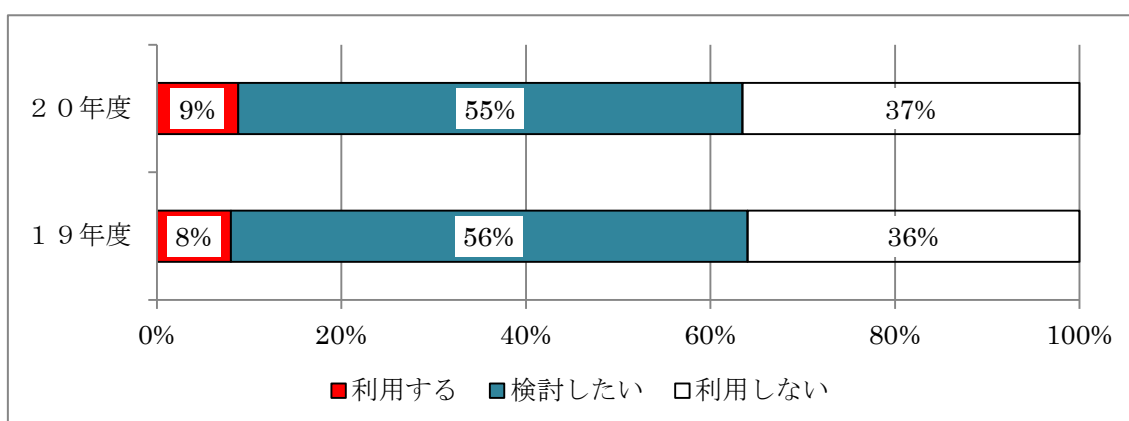
年度	16	17	18	19	20
参加団体数	267	227	239	386	263

※主に自治体を対象として実施してきた周知活動により自治体に対する周知率は、平成20年度で概ね40%となった。

(4) 説明会実施後のアンケート調査結果

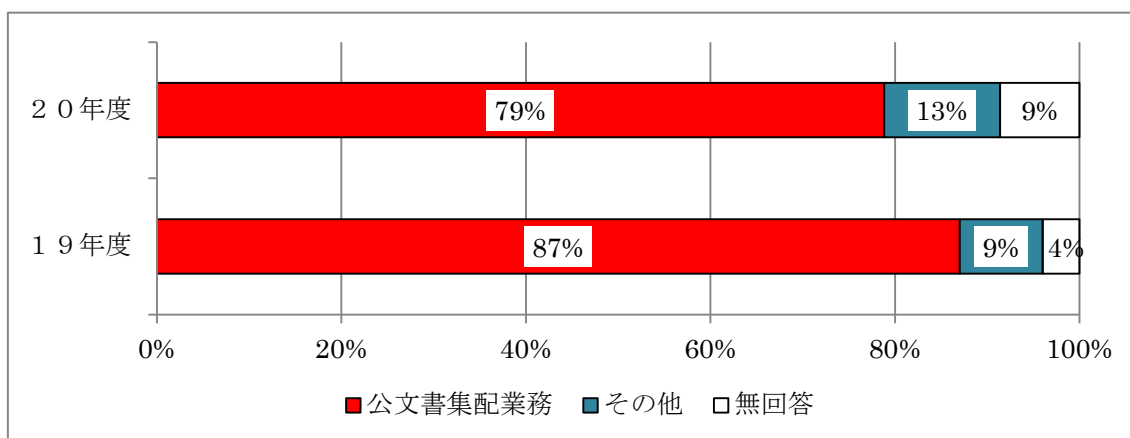
ア 信書便の利用意向

概ね7割の参加者が信書便を利用又は利用を検討する意向がある。



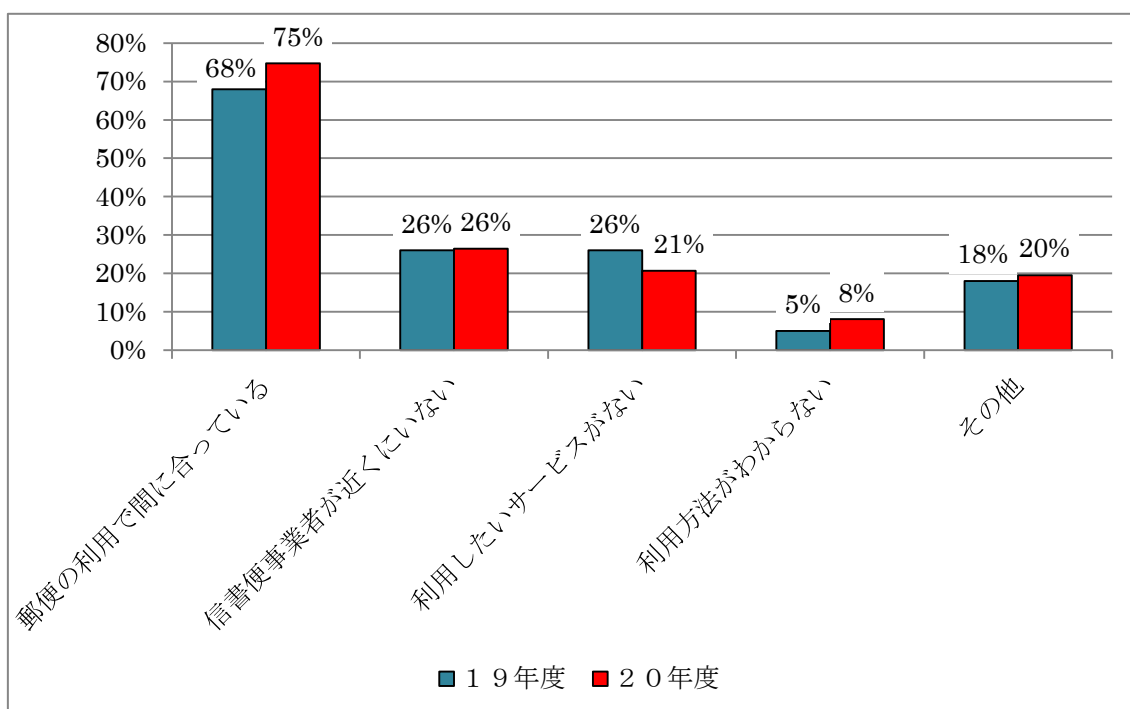
イ 具体的な利用形態

利用の意向を示した団体のおよそ8割が公文書集配業務の委託を考えている。



ウ 信書便を利用しない理由（複数回答）

信書便を利用しないと回答した参加者のうち「郵便の利用で間に合っている」ことを理由とする割合が高まり概ね8割となっている。



エ 信書の送達サービスを利用する際に重視する事項

「料金の安さ」73%、「セキュリティが確保され、個人情報等が安全に送達できる」が70%と続いている。

